

広告

です。納付通知書、預金(貯金)通帳、通帳の届け出印を持参し、口座のある金融機関からお住まいの区の区役所保険年金課にお申し込みください。
【詳細】 区役所(1階)の保険年金課

長寿医療(後期高齢者医療)制度

△新しい保険証の送付▽

8月1日(土)から使用する保険証(黄色)を7月31日(金)までに送付します。届きましたら、現在お使いの保険証(青色)は、裁断して破棄してください。

8月からの医療機関での窓口負担の割合は、20年中の所得に基づいています。従来と負担割合が変わる方は、新しい保険証に7月以前の割合も記載されます。所得や世帯構成の変更などにより負担割合が変更になる場合は、随時、新しい保険証を送付します。

△3割負担になる方▽

同一世帯の長寿医療(後期高齢者医療)制度の被保険者のうち、住民税課税所得が15万円以上ある方が1人でもいる場合、医療機関での窓口負担は3割となります。ただし、左表に該当する方は、お住まいの区の区役所保険年金課へ「基準収入額適用申請書」を提出することで、申請の翌月から、1割負担になります。

■基準収入額適用申請

同世帯の被保険者	要件
1人のみ	被保険者本人の収入が383万円未満 同世帯の70歳~74歳の方と被保険者の合計が520万円未満
2人以上	被保険者全員の収入の合計が520万円未満

△減額認定証の交付▽

入院時に医療機関に提示すると、医療費の自己負担限度額などが減額される減額認定

証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を、申請により随時交付しています。対象は市民税非課税世帯に属する被保険者です。

現在交付されている減額認定証の有効期限は7月31日(金)です。減額認定証をお持ちの方で、非課税世帯と確認できない方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。確認できない場合は、所得申告とともに申請が必要です。

税金

△耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額▽

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日以降に30万円以上の耐震改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合には、翌年

度以降の固定資産税が一定期間減額されます。減額には、工事完了後3カ月以内に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

△納税相談週間▽

左記の期間、夜間納税相談窓口を開設します。さまざまな事情で市税の納付が遅れている方はぜひご利用ください。なお、この日以外でも夜間相談を実施している場合がありますので、お住まいの区の区役所納税課までお問い合わせください。

7月27日(月)~31日(金)午後8時まで。
【詳細】 区役所(1階)の納税課

7月31日(金)は
固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限です
市道民税(第1期分:6/30納期限)の納付はお済みでしょうか
 市税の納付は、安心・確実な口座振替をご利用ください

△インターネット公売▽

内差し押さえた自動車、レコードなどを売却。
申込期間 7月14日(火)午後1時~27日(月)午後5時。
公売期間 7月31日(金)午後1時~8月3日(月)午後0時30分。

【詳細】 納税指導課(ネット公売専用) ☎(21)2265、HP

職員募集

臨時看護師

勤務場所・条件 市立札幌病院 診療院(精神科病棟)。土・日曜、祝日、夜間勤務あり。
任用期間 6カ月(最長1年間)。
対 8月から勤務可能で、看護師免許を有する20歳~50歳の方2人。

申 診療院にの上、履歴書を持参、送付。選考あり。
【詳細】 診療院 ☎062-0934 豊平区平岸4の18 ☎(821)0070